

空家等の流通促進に関する取組み

(仮称) 久喜市空家等地域流通促進事業 (案)

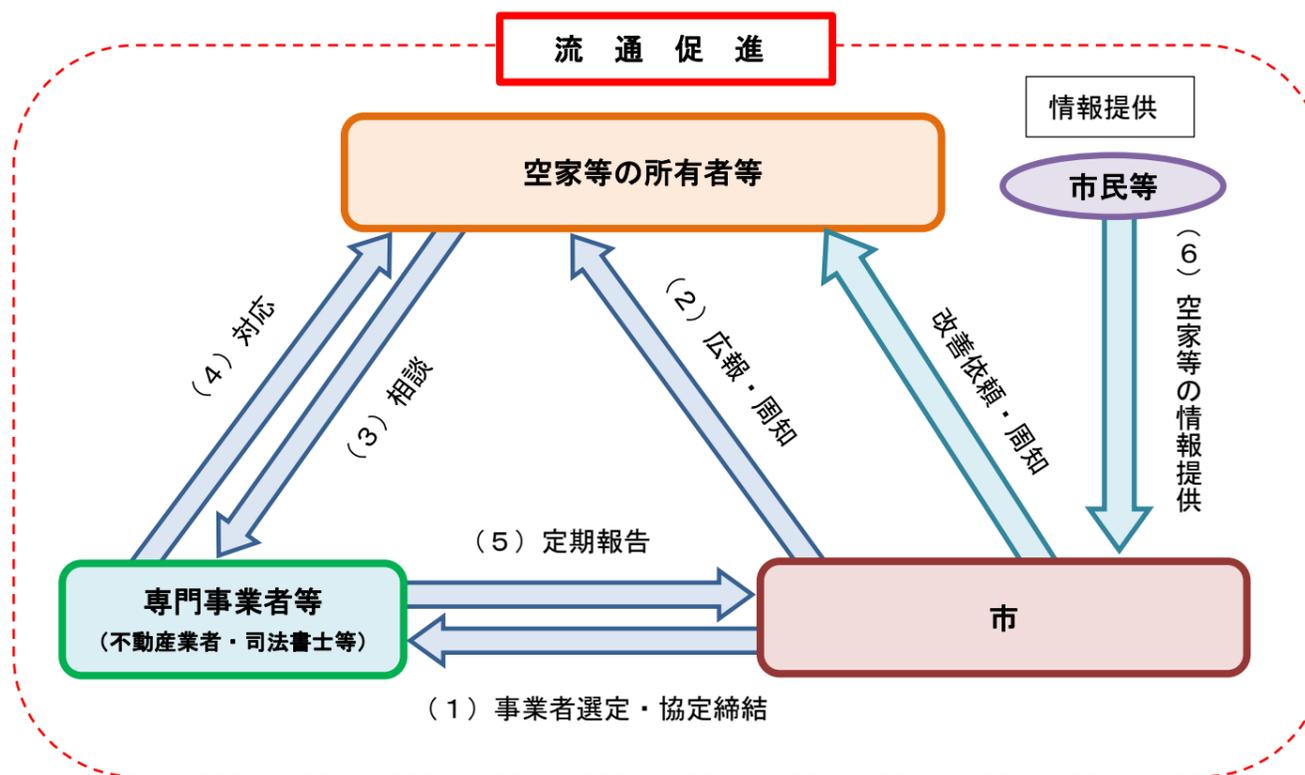
【目的】

1. 地域の各専門事業者等が、空家等に関する問題に対し、所有者等に寄り添い相談に応じることにより、空家等の流通や適切な相続等を促進し、市の人口増加や地域活性化につなげる。

⇒ 『流通促進』での連携

2. 市民等に管理不全な空家等の情報提供を広く呼びかけ、これらの情報をもとに、所有者等へ適切な管理を促すとともに利活用の周知につなげる。

⇒ 『情報提供』の強化



1. 流通促進

(1) 事業者選定・協定締結

- ・ 空家等の所有者等が安心して相談できる事業者等であること。
- ・ 事業者等の選定において公平性を保つ。

① 公募による事業者選定 (市)

選定基準：規模、対応力、財務状況、地域性等

② 公募で市が選定した事業者と協定を締結

(2) 広報・周知

<使用する媒体>

1	相談対応内容と連絡先が記載されたパンフレット
2	市ホームページでの掲載
3	協定事業者等のHP掲載 (市HPからのリンク含む) も可とする

<周知のタイミング>

1	都市整備課の窓口や公共施設等でのパンフレット配置
2	空家等の改善依頼等の書類送付にパンフレットを同封
3	本年度実施の所有者アンケートで、協定事業者等の情報提供を承諾した所有者等への送付
4	協定事業者等の店舗でのパンフレット配置も可とする

(3) 相談 (4) 対応

- ・ 各種個別の相談や対応は、空家等の所有者等と協定事業者等で直接行う。
- ・ 市から協定事業者等へ空家等の所有者等の個人情報には渡さない。

(5) 定期報告

- ・ 市は協定事業者等に対して指導・監督を行う。
- ・ 協定事業者等に相談件数や成約数などの活動報告を定期的に求める。
- ・ 市は活動内容を審査し、次期協定の継続可否を判断する。

(6) 情報提供

- ・ 市民等に管理不全な空家等の情報提供を呼びかける。
- ・ 市と連携協定を締結している民間企業と管理不全な空家等の情報提供についても連携できるよう働きかける。
- ・ これらの情報を基に、市は所有者等へ適切な管理を促すとともに利活用の周知につなげる。